

国家知識産権局
「専利優先審査管理弁法（意見募集稿）」
に関する説明

2017年4月7日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「専利優先審査管理弁法（意見募集稿）」に関する説明

一、必要性と主要なプロセス

産業構造の最適化と高度化を促進し、国家知的財産戦略の実施を推進するために、2012年6月に国家知識産権局は「発明専利出願優先審査管理弁法」（局令第六十五号、以下『弁法』という）を發布し、2012年8月1日から施行された。「弁法」は実施されてから五年間、国家の経済社会の発展及び産業構造転換と高度化の需要を良く満たし、良き社会的効果を遂げた。革新駆動型発展戦略の着実な実施と知的財産強国建設の持続的な推進につれて、専利優先審査制度の更なる改善も求められるようになった。現行「弁法」は発明専利出願の優先審査にのみ関わり、実用新案と意匠専利出願及び専利復審と無効宣告請求案件の優先審査について定めていない一方、現実では革新主体の需要は切実になりつつある。また、「弁法」の実施において、優先審査制度の適用条件がやや単一化し、国家の知的財産権管理、運用、保護等の面における重要な政策措置への結び付けが足りず、関連する手続き上の規定は更なる明確化が必要だといった問題が浮上している。故に、新しい情勢と要求を前にして、「弁法」を全面的に改訂し、専利優先審査制度を改善し、引続き知的財産権公共サービスレベルを向上させることは、喫緊な課題となっている。

国家知識産権局は2016年に「発明専利優先審査管理弁法」の改訂作業を始めた。着実な研究と討論を経て、一部の企業と専利業務代理機構の意見を募集した後、「専利優先審査管理弁法（意見募集稿）」を作成した。

二、主要内容

（一）優先審査の適用範囲を広げる

現行「弁法」は発明専利出願の優先審査のみについて定め、実用新案と意匠専利出願に関わらず、専利復審と無効宣告請求案件もカバーしていない。調査研究により、実際は革新主体が3種類の発明創造の各段階の審査手続きのいずれにも優先審査の需要があり、特に専利無効宣告請求案件が往々にして専利侵害案件に関わり、優先審査を通じて効果的に専利権利保護期間が長引く問題を解決できることがわかった。提案として、優先審査制度の適用範囲が実体審査段階の発明専利出願、実用新案と意匠専利出願、発明、実用新案と意匠専利出願の復審及び発明、実用新案と意匠専利の無効宣告請求案件をカバーし、完全に体系化された専利優先審査制度を形成すると良い。（第二条）

（二）優先審査の適用条件を改善する

「新情勢下の知的財産強国建設に関する国務院の若干の意見」（国発【2015】71号、「十三五国家戦略的新興産業発展計画の印刷・配布に関する国務院の通知」（国発【2016】67号）等重要な文書の政策的手配により、またその他の国の優先審査関連の規定を参考に、現行「弁法」所定の優先審査適用の場合以外、提案として、各省級と区を設置している市級人民政府が重点的に産業を推奨・扶助している、実施準備が整っている、或いは実施している、或いは他人がその発明創造を実施している証拠を提出できる、インターネット、

ビッグデータ、クラウド・コンピューティング等の分野に関わる、技術や製品の更新速度が速い専利出願或いは専利復審案件、専利侵害紛争及び国家利益や公共利益に関わる無効宣告請求案件を優先審査範囲に入れると良い。（第三条、第四条）

（三）優先審査の手続きを簡素化する

請求者が優先審査を請求しやすいように、優先審査の手続きを簡素化する。専利出願の優先審査を請求するには、出願者は、省級知識産権局が審査、意見記入と公印押印をした優先審査請求書、要件に適合する検索報告及び関連証明文書を提出しなければならない。同じ主題で初めて中国で提出した後に、またその他の国家或いは地域に専利出願の優先審査を請求する場合、出願者は、優先審査請求書、要件に適合する検索報告及び関連証明文書を提出しなければならないが、地方の知識産権局による審査意見を提出する必要がない。専利復審と無効宣告請求案件について、当事者は、省級知識産権局が審査、意見記入と公印押印をした優先審査請求書及び関連証明文書を提出しなければならない。実体審査或いは初歩審査手続きにおいて既に優先審査した専利復審案件について、地方の知識産権局による審査意見を提出する必要がない。地方の知識産権局、人民法院、仲裁調停組織は、無効宣告請求案件に関して優先審査を請求し、理由を説明することができる。（第八条）

また提案として、検索範囲及び報告の形式と内容等、検索報告の適合すべき要件を明確に規定すると良い。（第九条）

（四）優先審査の手続きを最適化する

優先審査制度適用範囲の拡大に合わせるように、提案として、それぞれの専利類型及び手続きの特徴により関連回答期限と審決期限をそれぞれ設定し、優先審査請求が承認された日から一年以内に発明専利出願を審決し、二ヶ月以内に実用新案と意匠専利出願を審決し、七ヶ月以内に専利復審案件を審決し、五ヶ月以内に発明と実用新案専利無効宣告請求案件を審決し、四ヶ月以内に意匠専利無効宣告請求案件を審決すると良い。（第十一条、第十二条）

優先審査のプロセスにおいて、何らかの事由により優先審査を停止する必要がある場合、通常出願或いは案件として処理し、そのために提案として、関連状況及び関連告知要件を明確にすると良い。（第十三条、第十四条）